

令和7年度第1回 音更町使用料等審議会議案

日時 令和8年2月4日（水） 午前10時から
場所 音更町役場庁舎3階 特別会議室

会議次第

1 挨拶

2 議事

諮問第1号 道路占用料の改定について

諮問第1号 道路占用料の改定について

1 改定の背景

町道の道路占用料は、道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）に定める国道の道路占用料に準拠するとともに、道道の道路占用料との整合性を図りながら規定している。

政令が改正され、令和8年4月1日から国道の道路占用料が改定されるとともに、道道の道路占用料の改定も行われる予定であることから、これらと併せて町道の道路占用料を改定しようとするものである。

2 諮問の額等

【占用期間が1月以上の場合】

(法：道路法)

占用物件		単位	占用料	
			現行	改定案
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	430円	530円
	第2種電柱		670円	810円
	第3種電柱		900円	1,100円
	第1種電話柱		390円	470円
	第2種電話柱		620円	750円
	第3種電話柱		850円	1,000円
	その他の柱類		39円	47円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	4円	5円
	地下に設ける電線その他の線類		2円	3円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	380円	460円
	地下に設ける変圧器	占有面積1㎡につき1年	230円	280円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	780円	940円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		330円	390円
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	590円	580円
その他のもの	占有面積1㎡につき1年	780円	940円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	16円	20円
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		23円	28円
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		35円	42円
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		47円	56円
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		70円	85円
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		93円	110円
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		160円	200円
	外径が0.7m以上1m未満のもの		230円	280円
外径が1m以上のもの	470円	560円		

法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1mにつき1年	2円	3円
			その他のもの		8円	9円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	620円	750円
	その他のもの	上空に設けるもの		占有面積1㎡につき1年	390円	470円
		地下に設けるもの			230円	280円
	その他のもの				780円	940円
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占有面積1㎡につき1年	780円	940円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		占有面積1㎡につき1年	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの			Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの			Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路				290円	290円
	地下に設ける通路				180円	180円
	その他のもの				780円	940円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1㎡につき1日		6円	6円
	その他のもの		占有面積1㎡につき1月		59円	58円
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの		表示面積1㎡につき1月	59円	58円
		その他のもの		表示面積1㎡につき1年	590円	580円
	標識		1本につき1年		620円	750円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催し		1本につき1日	6円	6円

	に際し、一時的に設けるもの			
	その他のもの	1本につき1月	59円	58円
幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	6円	6円
	その他のもの	その面積1㎡につき1月	59円	58円
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	590円	580円
	その他のもの		290円	290円
政令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1㎡につき1年	780円	940円
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1㎡につき1月	59円	58円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			78円	94円

※ 「A」とは、近傍類似の土地の時価を表す。

【占有期間が1月未満の場合】

占有物件		単位	占有料	
			現行	改定案
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	473円	583円
	第2種電柱		737円	891円
	第3種電柱		990円	1,210円
	第1種電話柱		429円	517円
	第2種電話柱		682円	825円
	第3種電話柱		935円	1,100円
	その他の柱類		42円	51円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	4円	5円
	地下に設ける電線その他の線類		2円	3円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	418円	506円
	地下に設ける変圧器	占有面積1㎡につき1年	253円	308円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	858円	1,034円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		363円	429円
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	649円	638円
	その他のもの	占有面積1㎡につき1年	858円	1,034円
法第32	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1	17円	22円

条第1項 第2号に 掲げる物 件	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		年	25円	30円	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの			38円	46円	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの			51円	61円	
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの			77円	93円	
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの			102円	121円	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの			176円	220円	
	外径が0.7m以上1m未満のもの			253円	308円	
	外径が1m以上のもの			517円	616円	
法第32 条第1項 第3号に 掲げる施 設	自動運行 補助施設	法第2条 第2項第 5号に規 定する自 動運行装 置による 検知の対 象として 設置する 導線その 他の線類	地下に設ける もの	長さ1mにつき1 年	2円	3円
			その他のもの		8円	9円
		道路の構造又は交通の状 況を表示する標示柱その 他の柱類		1本につき1年	682円	825円
	その他の もの	上空に設ける もの		占有面積1㎡につ き1年	429円	517円
		地下に設ける もの			253円	308円
	その他のもの				858円	1,034円
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占有面積1㎡につ き1年	858円	1,034円	
法第32 条第1項 第5号に 掲げる施 設	地下街及び地 下室	階数が1のもの		Aに0.0044 を乗じて得 た額	Aに0.0044 を乗じて得 た額	
		階数が2のもの			Aに0.0066 を乗じて得 た額	
		階数が3以上のもの			Aに0.0077 を乗じて得 た額	
	上空に設ける通路			319円	319円	
	地下に設ける通路			198円	198円	
その他のもの				858円	1,034円	
法第32 条第1項	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的 に設けるもの		占有面積1㎡につ き1日	6円	6円	

第6号に掲げる施設	その他のもの		占用面積1㎡につき1月	64円	63円
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	64円	63円
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	649円	638円
	標識		1本につき1年	682円	825円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	6円	6円
		その他のもの	1本につき1月	64円	63円
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	6円	6円
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	64円	63円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	649円	638円
		その他のもの		319円	319円
	政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1㎡につき1年	858円
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1㎡につき1月	64円	63円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				85円	103円

※ 「A」とは、近傍類似の土地の時価を表す。

※ 占用期間が1月以上の場合の金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額である。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(2) 経過措置

施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

音更町附属機関設置条例

平成22年3月23日

音更町条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、町の執行機関が設置する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として、別表の第1欄に掲げる執行機関に、同表の第2欄に掲げる附属機関を設置し、その担任する事項は同表の第3欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第3条 附属機関は、別表の第4欄に掲げる委員をもつて組織し、その任期は同表の第5欄に掲げるとおりとする。

(委任)

第4条 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2～5 略

別表（第2条、第3条関係）

附属機関の属する 執行機関	附属機関	担任する事項	委員の 定数	委員の 任期
町長	(略)	(略)	(略)	(略)
	音更町使用料等 審議会	使用料及び手数料の額について、 審議を行うこと。	15人	2年
	(略)	(略)	(略)	(略)
教育委員会	(略)	(略)	(略)	(略)

音更町使用料等審議会規則

平成22年3月26日

音更町規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、音更町附属機関設置条例（平成22年音更町条例第1号）第4条の規定に基づき、音更町使用料等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、町の区域内の公共的団体等の代表者その他町民のうちから、必要の都度町長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任を妨げない。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部総務課において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

音更町使用料等審議会委員名簿

令和8年2月4日現在

No.	氏名	所属団体等	備考
1	本田 英 樹	音更町農業協同組合代表理事専務	
2	西 川 万 蔵	木野農業協同組合常務理事	
3	宮 部 理 華	音更町農業協同組合女性部副部長	
4	石 王 ふゆ子	木野農業協同組合女性部部长	
5	角 谷 稔	音更町商工会事務局次長	会長職務代理者
6	向 井 眞知子	音更町商工会女性部副部長	
7	米 谷 真 一	音更町商工会青年部副部長	
8	植 田 公 明	音更町社会福祉協議会会長	会長
9	畠 弘 之	連合北海道音更地区連合会顧問	
10	角 田 孝 之	音更町PTA連合会会長	
11	田 原 まゆみ	音更町消費者協会副会長	
12	井 上 博	音更町老人クラブ連合会幹事	
13	岡 田 哲 男	音更町文化協会会長	
14	山 西 信 一	公募	
15	木 村 武 靖	公募	
任期2年（令和6年7月1日～令和8年6月30日）			